

当初において暫定契約とする特約条項

- 1 本契約は、「大規模災害復旧応急仮工事」の初期活動を円滑に実施するため、当初は暫定契約として締結する。
- 2 受発注者の双方は、出来るだけ速やかに現地状況の把握に努め、その内容に基づき、発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で変更内容について十分協議を行った上で、変更契約を締結する。
- 3 暫定とする期間は当初契約から変更契約までとし、当該期間において、工事請負契約書及び徳島県公共工事標準請負契約約款中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」と読み替えるものとする。
- 4 本契約の「設計図書」については、現場説明書を省略する。
- 5 本契約において、受注者は徳島県公共工事請負標準契約約款第3条第1項に規定する工程表の提出を省略できるものとする。
- 6 本契約の「契約保証金」については、免除する。